

<報道発表資料>

令和8年5月15日

京都市保健福祉局障害保健福祉推進室

京都市障害者施策推進審議会の市民公募委員の募集

京都市では、障害者基本法に基づいて、障害のある方に対する総合的で計画的な施策を推進するために必要な事項を調査審議する「京都市障害者施策推進審議会」（以下「審議会」という。）を設置しています。

この度、京都市の障害者施策について市民の皆様から幅広く御意見をいただき、施策を推進するために市民公募委員を募集します。

1 公募する市民委員

1名

2 委員就任の期間

令和8年6月26日～令和10年6月25日

3 応募資格

次の全てを満たす方

- (1) 京都市内に居住又は通勤、通学する方
- (2) 年齢18歳以上の方（令和8年4月1日現在）
- (3) 国、地方公共団体の議員又は常勤の公務員でない方
- (4) 日本語での会話（※）が可能な方（ただし国籍は問いません。）
※ 手話通訳や要約筆記、点字資料の提供等の合理的配慮を行います。
- (5) 京都市の他の審議会に2つ以上、市民公募委員として参画していない方
- (6) 原則として、平日の日中に開催される審議会に出席できる方（概ね年間2回程度）
- (7) 過去に本審議会に通算6年以上委員として在籍していない方

4 応募方法

次の書類を郵送又はFAX、Eメールにより提出してください。

- (1) 市民公募委員応募用紙
- (2) 作文（800字以内、様式自由）

テーマ「障害のある人の自立や社会参加への支援について考えること」

5 募集期間

令和8年5月20日（水）～令和8年6月5日（金）（必着）

6 選考方法

応募動機が明快かつ妥当であるか、テーマに強い意欲や関心が感じられるか等を踏まえ、選考を行います。なお、選考結果については応募者全員に通知します。

7 委員の仕事

京都市障害者施策推進審議会に出席し、関係機関や団体推薦からなる他の委員とともに本市の障害者施策のための議論に参加していただきます。

なお、審議会はおよそ年2回程度（平日の日中）開催の予定で、必要に応じて手話通訳者や要約筆記者の派遣、点字の会議資料等を御用意いたします。また、審議会に御出席いただいた際に、委員報酬をお支払いします。

8 応募・問合せ先

〒604-8571

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地 京都市役所分庁舎4階

京都市保健福祉局障害保健福祉推進室（企画担当：藤田、渡部）

TEL：075-222-4161 FAX：075-251-2940

Eメール：syogai@city.kyoto.lg.jp

【参考】令和6年度及び令和7年度の審議会の開催状況

令和6年11月 令和6年度第1回審議会

- （1）第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画の令和5年度進捗状況について
- （2）「はぐくみ支え合うまち・京都ほほえみプラン」に掲げる施策の令和5年度取組実績及び令和6年度取組予定について
- （3）放課後の過ごし方調査結果及びほほえみプランの計画数値の修正について

令和7年 8月 令和7年度第1回審議会

- （1）第7・8期障害福祉計画及び第3・4期障害児福祉計画の令和6年度進捗等について
- （2）「はぐくみ支え合うまち・京都ほほえみプラン（2024-2029）」に掲げる施策の令和6年度事業実績及び令和7年度取組予定について
- （3）指定就労継続支援B型事業所の総量規制及び公募の導入について（案）